

地すべり防止区域内行為技術審査基準

(1) 基本的考え方

ア. 地すべり防止区域内において造成行為を計画する場合には、あらかじめ地すべりの活動状況を把握するための十分な調査を行い、必要な対策を講じなければならない。
イ. 地すべりが活動している場所においては原則として造成工事を計画してはならない。

【解説】

ア. 宅地造成工事等においては、大規模な土砂の移動や土地の形状の変更等地すべりの活動を助長する要素が多く、また造成後の土地に住宅や公共施設等が立地する場合も多くみられるため造成計画及び施行にあたってはとくに慎重な対応が必要である。

したがって、地すべりの活動状況やそのメカニズム等計画をたてるにあたって、十分な安全対策が講じられるような情報を、必要な調査を通じて把握することが地すべり防止区域における造成工事实施における必須条件である。

イ. 地すべり防止区域における造成工事は原則的に規制されるのではないが、現に地すべりが活動している場所においては禁止することが望ましいため、このような区域での造成行為の可否については地すべりに関する専門家の意見を求めることとする。

(2) 地すべり対策の基準

地すべり区域内における土工においては地すべりに対する安定解析を行って造成中および造成後の安全が十分確保されるよう対策をたてなければならない。

【解説】

地すべり防止工事をとまなう造成工事においては造成後、住宅や公共施設等の立地が想定されるため、その安全率が十分なものでなければならない。

安全性については、地域の状況によって変動が大きいところから原則的には地すべり防止区域の管理者が規定する安全率によるものとする。

なお「地すべり防止技術指針」では「一般的な地すべり防止工事としては、現在の活動状況に応じて現況安全率を0.95～1.00に仮定し、地すべり発生・運動機構や保全対象の重要度、想定される被害の程度等を総合的に考慮して計画安全率 (P.Fs) を1.10～1.20に設定する」「なお、ここで述べている安全率は、地すべり防止工事の量を決定するために用いられるものであり、工事後の斜面の安定性を示すものではないことに留意する。」とされている。

造成中および造成後においては造成前の安全率の0.95を下まわらないよう地形の変更を考慮し、その安全性を確保しなければならない。

造成前の想定されるすべり面上の土塊の安全率を1.00とした場合、この地すべりにおける盛土、あるいは切土は対策工を考慮しないで、0.95を下まわってはいけない。

(3) 工事の基準

造成工事において行う土工、排水処理、工事中の防災、自然環境の保全、および工事施行計画に関しては、砂防指定地内における開発行為の基準を適用するほか地すべり防止技術指針、及び管理者の定める基準によるものとする。

【解説】

地すべり防止区域においてもその基準は砂防指定地における審査基準を適用するが、とくに地すべり防止区域においては地すべりの防止を限定し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発する行為は許可されないこととされている（地すべり等防止法第十八条）がとくに地表水及び地下水の処理について次の点に留意する必要がある。

- (1) 排水施設の漏水、再浸透があってはならない。
- (2) 地すべり地内の排水路には、地すべり防止区域外からの表流水、地表水を合流させてはならない。
- (3) 造成にともない給水施設は原則として、地中埋設はさけるものとする。
- (4) やむを得ず地中埋設をする場合には、地すべり変動による給水管等の損傷がないような構造とし、損傷があった場合でも直ちに修理が可能な配置とするものとする。